

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	2-1
許認可等の種類	興行場経営許可			
根拠法令条例等・条項	興行場法第2条第1項			
許認可等の概要	興行場の経営の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 清浄な空気を十分に供給することができる換気設備が設けられていること。</li> <li>2 入場者が利用する場所には、適当な照度を保つことができる照明設備が設けられていること。</li> <li>3 客席部の固定式のいす席(長いす式のいす席を除く。)は、1人当たりの占有幅員が40センチメートル以上、いす背の感覚が80センチメートル以上であること。</li> <li>4 便所は次のとおりであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 床面及び内壁の適当な高さまでは、不浸透性材料で覆われていること。</li> <li>(2) 適当な数の流水式の手洗設備が設けられていること。</li> </ol> </li> <li>5 喫煙所は、客席部以外の適当な場所に設けられていること。 <p style="text-align: right;">[ 以上、条例 ]</p> </li> <li>6 適当な数の不浸透性材料で作られたごみ入れを備えること。</li> <li>7 入口に靴等に付着した泥土を除去するためのマット等を備えること。</li> <li>8 客席部の入場者の見やすい場所に温度計及び湿度計を備えること。 <p style="text-align: right;">[ 以上、施行細則 ]</p> </li> <li>9 建築基準関係法令に適合していること。</li> <li>10 消防法令に適合していること。 <p style="text-align: right;">[ 以上、昭和44年5月22日付け環衛第9,072号厚生省環境衛生課長通知 ]</p> </li> </ol>			
基準の制定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 興行場法施行条例(昭和59年7月9日条例第23号)</li> <li>・ 興行場法施行細則(昭和59年9月27日規則第42号)</li> <li>・ 昭和44年5月22日付け環衛第9,072号厚生省環境衛生課長通知「旅館業、興行場営業及び浴場業に対する防火安全対策の強化について」</li> </ul>			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			